

稲敷市耐震改修促進計画の一部改正について

令和4年度から稲敷市危険ブロック塀等撤去支援事業を実施するに当たり、稲敷市耐震改修促進計画 第4章耐震化を促進するための施策 「1. 基本的な取組方針（3）役割分担③行政」及び「5. 地震に備えての安全対策（2）ブロック塀等の安全対策」を次のとおり改正します。

※改正（追記）部分は**朱太文字**

③行政

市は、旧耐震基準の建築物を対象とし、所有者、管理者等に対し耐震診断及び耐震改修の促進について普及、啓発を図り、必要に応じて耐震診断、耐震改修補助、情報提供等の措置を講ずるよう努めます。

また、本計画に定めた住宅耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層促進するため、稲敷市住宅耐震化促進アクションプログラムを策定し、住宅の耐震化に係る取組を位置付け、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

（2）ブロック塀等の安全対策

2019年に建築物の耐震改修の促進に関する法律に変更があり、一定の高さ・長さを有するブロック塀が通行障害建築物の対象に追加されました。

本市では通行障害建築物の要件に該当する規模のブロック塀は無いものの、控え壁がないなど倒壊の危険が高いものは存在しています。

地震発生時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、通学路や生活道路におけるブロック塀等の正しい施工方法を普及・啓発するとともに、生垣等への転換を誘導します。

また、危険ブロック塀等[※]の撤去に対する助成制度を創設し、所有者等が撤取に取り組みやすい環境の整備に努めます。

※ 危険ブロック塀等

倒壊の危険性があり、かつ、避難路（稲敷市地域防災計画の避難路選定基準に基づき選定されたもの）、緊急輸送道路又は通学路を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組積造又は補強コンクリートブロック造であって、市内に存するものを示します。